平成２１年（フ）第９５４４号
大阪府八尾市末広町４丁目７番１号　ベルドミール末広五番館907号室、住民票上の住所大阪市此花区梅香１丁目10番10号
債務者　長尾　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６３２号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番２号　谷澤マンション203号
債務者　田邊あゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４４号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番13―17号　青山方、住民票上の住所大阪府枚方市東山２丁目41番地の１　108
債務者　川原　信広
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１９号
大阪府枚方市大峰元町２丁目32番６号
債務者　林　美代子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４５号
大阪府守口市寺方元町１丁目11番２号
債務者　金村　文生
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１２号
大阪市浪速区敷津西１丁目８番30号　ナニワコーポ　４Ｆ
債務者　武田　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４６号
大阪市北区本庄西２丁目８番15号　ラフィーネ天神201号、住民票上の住所福岡県大牟田市宝坂町１丁目１番地19
債務者　中島　　史
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１号
大阪市天王寺区小宮町３番８―404号
債務者　唐土大次郎
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８号
大阪市東住吉区矢田６丁目９番10号　グランドハイム　403号
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６号
大阪市平野区西脇１丁目３番４号　第２サンレジデンス１－Ａ
債務者　木村　直治
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７号
大阪市港区磯路２丁目13番２―907号
債務者　寺嶋　里美（旧姓住野）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３号
大阪府茨木市中津町７番５号
債務者　藏本　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１号
大阪府豊中市長興寺南３丁目11番22―305号
債務者　清水　勇二
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番８―201号
債務者　笹本　健二
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４号
大阪府寝屋川市池田３丁目６番６号
債務者　寺脇　智仁
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５号
大阪市生野区巽東２丁目６番４号
債務者　内田　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９号
大阪府豊中市上野西１丁目５番19号
債務者　林田くみ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１号
大阪市鶴見区緑１丁目４番20号
債務者　森田ケイ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで大阪地方裁判所第６民事部